



行政手続等における押印の見直しについて

行政手続等における押印の見直しについて、取組の進捗状況（令和4年4月1日時点）は次のとおりです。

【取組の概要】

行政手続（市民，事業者からの申請手続等。）及び内部手続（市職員による申請，届出等。）とも**全体の9割以上**の手続において押印の見直しを実施，または見直しを検討しており，既に，行政手続の約9割，内部手続の約7割で廃止することとなります。

《行政手続等における押印の見直しの件数等※今後の整理等により変動する可能性があります。》

区分		R4. 4. 1時点	割合
行政手続（市民，事業者からの申請手続等）		2,800件	100.0%
	見直し対象	2,668件	95.3%
	既に廃止済（予定も含む）	2,529件	90.3%
	可能なものから順次見直し実施	29件	1.0%
	法令等の改正等を踏まえ対応	110件	3.9%
	当面，現状維持	132件	4.7%
内部手続（市職員による申請，届出等）		284件	100.0%
	見直し対象	266件	93.7%
	既に廃止済（予定も含む）	199件	70.1%
	可能なものから順次見直し実施	10件	3.5%
	法令等の改正等を踏まえ対応	57件	20.1%
	当面，現状維持	18件	6.3%

※見直し対象には，押印廃止に伴い署名を必要とするものを含む。